

告 示

埼玉県告示第千六十九号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

岡本 寧一	大竹 裕志	桂田 純二郎	小林 文	医師の氏名
視覚障害	心臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害	指定障害区分
医療法人春水会さくら眼科・内科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	医療法人俊仁会埼玉よりい病院	医療法人社団鴻愛会ここのす共生病院	医療機関の名称
二 所沢市けやき台一―八―	上尾市柏座一―十―十	十五 大里郡寄居町用土三百九	一 鴻巣市上谷二千七十三―	医療機関の所在地
令和五年六月三十日	令和五年六月二十日	令和五年六月二日	令和五年三月三十一日	辞退年月日